

建管第 2-412 号

令和 3年 9月 3日

〒350-1301
埼玉県狭山市
青柳1549-8

塩崎工業(株)

塩崎 雄二 様

埼玉県知事 大野 元 裕



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 6月 30日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知します。

記

許 可 番 号	埼玉県知事 許可(般-3) 第 74643 号
許可の有効期間	令和 3年 9月 3日から 令和 8年 9月 2日まで
建設業の種類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 8月 3日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)